森光寺所蔵大般若経の識語について

―元寇の捕虜並びに印達北条天満宮―

はじめに

係の悉皆調査で再確認している。 「記) 中での調査時による三浦圭一氏の論考で紹介され、近年でも新しい和泉市史関 には、鎌倉時代の蒙古襲来に関わる記載が残されている。古くは、旧の和泉市 には、鎌倉時代の蒙古襲来に関わる記載が残されている。古くは、旧の和泉市

刊行されてから何度か増刷され、世の中には浸透している状況にある。 認識に誤りがあり、そのうえに諸説を立てているので、悉皆調査を担当した者があり、そこでは独自の説を展開しているものの、森光寺経に対する基本的な古襲来と神風―中世の対外戦争の真実―』には、森光寺経に対する基本的なとしてはいずれも首肯できるものではない。一方で、その著作が二〇一七年にとしてはいずれも首肯できるものではない。服部英雄氏による著書『蒙報が広がっており、それが一般書にまで及んでいる。服部英雄氏による著書『蒙報が広がっており、それが一般書にまで及んでいる。服部英雄氏による著書『蒙報が広がっており、それが一般書にまで及んでいる。

しつつ著書に収めている。
「蒙古襲来絵詞と竹崎季長」での企画を経て、二○一九年には、『日本歴史』第「蒙古襲来絵詞と竹崎季長」での企画を経て、二○一九年には、『日本歴史』第その後、服部氏は、二○一八年にくまもと文学・歴史館においての特別展

②捕虜と宋人写経について、③森光寺経の成り立ちと奉納先に論点を絞り、基光寺経の捉え方に誤りがみられる。そこで、①森光寺経の編成と補整について、小文では、服部氏の二〇二二年の最新の見解を取り上げるが、依然として森

本データを示しつつ、筆者の所見を提示したい

晃

竹

本

- 森光寺経の編成

まずは焦点となる巻第四九八の巻末の識語を掲げる(図1も参照)。

大唐国江西路瑞州軍人何三於

弘安九年四月上旬日補整

ことを指しているのであろう。 路瑞州軍人」とあるので、三浦圭一氏が指摘するように、元寇における捕虜のる。弘安九年(一二八六)は、二度目の元寇の五年後にあたり、「大唐国江西尾題のうしろ一行をあけて記され、頭揃えで下部は余裕をもって改行されてい森光寺経六○○巻のなかで、本識語があるのはこの一巻のみである。識語は、

レベルの違いでは主観が入っているとみなされる。形になる。よほど癖が強くない限りは、同筆とは判断しがたい。やはり、このなんとも言えない。とりわけ「大」などは、誰が書いてもだいたい同じようなあげており、たしかによく似た字形もある。しかし、まったく異なる字形もあり、を文と識語を同筆とみなす根拠については、「大」「何」「訶」の文字を例に

つぎに、「補整」を欠巻の補填とみてよいかであるが、結論から言うと否で

ある。 である れているのみであり、それ以外の五百八十五巻分が森光寺経の主体を成すもの めには年紀のみならず法量によって識別するのが基本である。 ま結論が出されている。データもなしにどのように判断できたのであろうか。 きであろう。しかしながら、そのあたりの基礎データがまったく示されないま 見 と、大永年間の補填一巻分のほか、 る取り合わせ状態になっていることが多く、 経巻の編成、とりわけ大般若経のような大部の経巻群は、 (同筆と判断) したというのであるなら、 なぜ『日本国語大辞典』を引用したのかわからないが、百二十巻分を実 (巻第四九八も含む)。 近世において欠巻十四巻分が新たに書写さ 時期ごとの分類が必要で、そのた 本来は実物資料から考えを導くべ 後世のものが混じ 森光寺経で言う

整」も補填の意ではないと言える。
「補生の補填十四巻分は、ほかと比べて一紙幅も紙色も筆跡もまったく異なる、近世の補填十四巻分は、ほかと比べて一紙幅も紙色も筆跡もまったく異なる。近世の補填十四巻分は、ほかと比べて一紙幅も紙色も筆跡もまったく異なるが、まではのではないと言える。

言い換えると、主体を成す五百八十五巻分のなかで、巻第四九八のわずか一巻にしか弘安九年の識語が書かれていない。巻第一や巻第六○○にこの識語があるならまだしも、中途のこの一巻の識語をもってほかの数百巻の成立を過大に論じることは避けねばならない。たとえ識語の内容がいくらか反映されるとしても、多く見積もって巻第四九一から五○○の一帙分であろう。それとてどしても、多く見積もって巻第四九一から五○○の一帙分であろう。それとてどこまで言えるのかはわからず、巻第四九八の一巻に限定した識語の可能性もある。小稿の立場はこれである。

や、巻第一○や二○などの帙ごとの末尾にあたる巻(一帙は十巻で木製の経帙巻第四九八のみである。通例では、巻第一や巻第六○○などの首尾にあたる巻まったく同じ仕立て方をした経巻五百八十五巻分のうち、中世以前の年紀は

図2 巻第498の補修跡

判断が難しい。森光寺経の場合は、後述するように、各巻の裏書きがそれに相 尾の巻に願文・書写・奉納の記録などが書き入れられる。それらがない場合は と判断され、追記すべき何らかの事情があったものと考えられる。 当する。よって、巻第四九八の識語は、すでに存在した経巻に追記されたもの に入れられていることが多い)、そして巻第一○○や二○○などの櫃ごとの末

補修としての意味はなしている。 切断痕跡がみられることである。ここでの切断痕跡とは、経巻

ける大雑把なものであるが、近代によくある間に合わせのようなものではなく、

れている部分補修がみられる (図2)。

長方形に切り取った紙を裏から貼り付

の補修である。近世の宝永年間に総裏打ちがなされるが、それより以前に施さ

四九八をよく観察すると、二つの点が補整の痕跡を示唆する。一つは、

・虫喰い

その事情こそが「補整」である。服部氏は補修の跡などないと言うが、

の状態に仮に仕立てた後、 ナイフなどによって切断した痕跡のことを言う。 何

図3 第1・2紙目間の切断痕跡

図4 第1・2紙目間の切断前の文字の残り

何らかの手が入ったことを示している。事もなければ切断痕跡は生じないので、切断痕跡があるということは、後世に

両者は見るからに違いがあり、見慣れていればすぐにわかる。整っている状態になっている(折本化のさいに天地が切断されることはある)。ていると判断してよい。通常は、紙を漉くときの入れ物の形に四周がきれいに見分け方は、紙の四周が少しでも真っ直ぐになっていなければ、おおかた切っ切断痕跡は、巻第四九八の第一・二紙目間にみられる(図3)。切断の有無の

第一紙目の左端の文字とは別の文字である。つまり、紙の継ぎ直しによる文字に文字の左端が残っている箇所が二文字分みられる(図4)。これはすぐ右の第一・二紙目間の切断痕跡を観察すると、紙継目の左(第二紙目右端付近)

行が書かれていたようである。 生・・・」となっているけれども、どうやら「来地・・・」の左行には別の余分な一事実は明らかである。経文の冒頭の並びは、現状では「願解・・・」「来地・・・」「无 最終行も、六文字目の「竟」の左端が切られていることから

の離れではなく、何らかの手が入っていること確実に示している。第

の通りに復元できる。別の箇所と見間違えて写してしまったものと推測されるが、手の加え方は以下別の箇所と見間違えて写してしまったものと推測されるが、手の加え方は以下ならば、この状況はどのような手が加えられた跡であろうか。余分な一行は、

た前後の部分を継いだ。 までに紙が継がれて巻物の状態になっているので、まずは余分な行の右一箇 すでに紙が継がれて巻物の状態になっているので、まずは余分な一行の左を すでに紙が継がれて巻物の状態になっているので、まずは余分な一行の左を

分補修をして整えたという意で促えた方がよい。とばは、現物を検討する限り、欠巻を一から書写して補填する意ではなく、部このように、巻第四九八の奥に書かれている識語のうち、「補整」というこ

1. 元寇関係識語

(1) 識語の解釈

と記される地名から検討したい。 巻第四九八の識語の一行目の問題に移る。まずは冒頭の「大唐国江西路瑞州」

行政区域の江南西路のことで、十二世紀の時期には州が七つと軍が四つ置かれ直後であるから、まだ南宋のことを指しているのかもしれない。「江西路」は、「大唐国」は、言わずもがな中国を指す。当時は元だが、南宋が滅ぼされた

(図 3)、

切断の

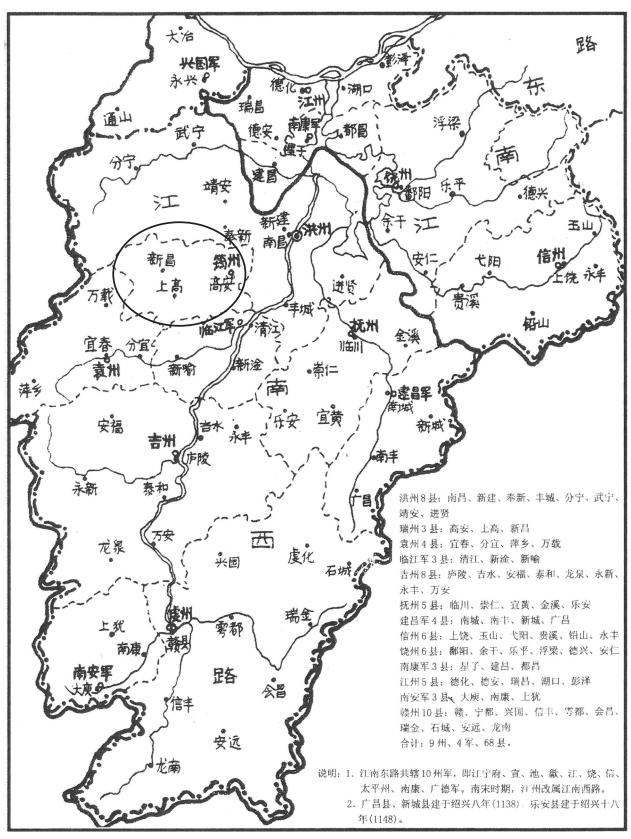


図5 瑞州の位置(注16文献に加筆)

126 -5-

されている。これが巻第四九八の識語にみられる「江西路瑞州」である。宝慶元年(一二二五)に、皇帝理宗の諱(趙昀の昀)を避けて「瑞州」に変更ていた。その七州のなかに「筠州」と呼ばれる州がある。この筠州は、南宋の(3)

このことを指しているのかよくわからない。そのように判断した根拠も書かれい。とのことを指しているのかよくわからない。そのように判断した根拠も書かれい。 一部 立豊県にあたり、おおよそ贛江支流の錦江の流域といえる(図5)。なお、服 がで言うなら、鄱陽湖(江西省)西南に位置する宜春市管轄の高安市・上高県・ 所で言うなら、鄱陽湖(江西省)西南に位置する宜春市管轄の高安市・上高県・

るべきであり、「瑞州の軍人」と解釈できる。うちの「州」であることが明確であるから、ここは「瑞州」と「軍人」で区切ではない。「軍」は、路・州の下の行政区域として用いられるが、瑞州はその題となる。今検討したように、まず区切られるのは「瑞州」であり、「瑞州軍」つぎに、識語の続きの「瑞州軍人何三於」であるが、どこで区切るのかが問

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 さて、残りの文字は、「何三於」の三文字である。これについて、服部氏は「何

それに、文字と行の排列をみればわかるように、「於」は行末にあり、そのなどで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。もし避けるというなら、逆になぜ避けるのかという検討の方が必要であろう。もし避けるというなら、逆になぜ避けるのかという検討の方が必要であろう。で…」などという言い回しはめったにしない。通例は「旹」「時」や「于貴」「于時」などで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。それに、文字と行の排列をみればわかるように、「於」は行末にあり、そのなどで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。それに、文字と行の排列をみればわかるように、「於」は行末にあり、そのなどで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。それに、文字と行の排列をみればわかるように、「於」は行末にあり、そのなどで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。それに、文字と行の排列をみればわかるように、「於」は行末にあり、そのなどで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。

下には十分過ぎるほどの余白があることを見逃してはならない。余白があるにもかかわらず、「於」を下に残して改行している。「何三」が人名で、署名に準行目は年月日と功徳のための行為と考えるのが自然である。そもそも「於」という文字は、たとえば元明朝の戯曲作家に「盛於斯」などがみられ、人名に事いう文字は、たとえば元明朝の戯曲作家に「盛於斯」などがみられ、人名に事いら文字は、たとえば元明朝の戯曲作家に「盛於斯」などがみられ、人名に事には十分過ぎるほどの余白があることを見逃してはならない。余白があるに用いられているらしい。

いるのではないかと思われることによる。 いるのではないかと思われることによる。 ここで旧南宋としたのは、南宋月上旬に経巻の補整を行ったと解釈できる。ここで旧南宋としたのは、南宋月上旬に経巻の補整を行ったと解釈できる。ここで旧南宋としたのは、南宋したがって、旧南宋の江西路瑞州出身の軍人である何三於が、弘安九年四したがって、旧南宋の江西路瑞州出身の軍人である何三於が、弘安九年四

ドゥ・ドゥアなどの中央アジア戦線に投入されたという。 優秀で戦闘力に富む兵たちはクビライ直属の侍衛親軍や、対シリギ、対カイ できたのは、滅ばされた旧南宋の職業軍人のなかでも弱兵がほとんどであり、 和兵・郷兵などがいる。杉山正明氏によると、元寇において江西軍として攻め のなかでも弱兵がほとんどであり、 できたのは、滅ばされた旧南宋の職業軍人のなかでも弱兵がほとんどであり、 のは、河域といっても、こ

たい。

ではいえ、情報が少ないなかでは、何三於が精兵か弱兵であったかの判断はとはいえ、情報が少ないなかでは、何三於が精兵か弱兵であったかの判断はとはいえ、情報が少ないなかでは、何三於が精兵か弱兵であったかの判断は

(2) 宋人の写経

での間にしぼり、かつこれまで取り上げられてきた事例を検討する。が、そのなかでも日元間の商船往来がいったん始まる正応三年(一二九〇)ま中国人たちの名が残されている。榎本渉氏の調査では三十数例あげられている (a) この時期の日本には、南宋人「何三於」と同じように、経巻作成に関わった

あり、続けてつぎのようにある。
正月十八日にかけて、「周防国楊井荘上品寺東房」において一人で書写したと第六○○の識語に、弘安七年(一二八四)五月十五日から弘安十年(一二八七)第六○○の識語に、弘安七年(一二八四)五月十五日から弘安十年(一二八七)

[正法寺所蔵大般若経の巻第六○○識語の末尾部分]

執筆大宋国建康府住人謝德改名復生法名明道

助縁措弁紙籍僧正仁

あるいは上品寺の僧なのかもわからない。が全巻書写を行う役割分担であったと読み取れる。ただし、正仁が日本人か、すると、正仁が用意した六百巻分の紙と本経六百巻をもとに、謝復生(明道)めに元となる別の六百巻が必要)を用立てしたのは正仁という僧らしい。そうめに元となる別の六百巻が必要)を用立てしたのは正仁という僧らしい。そうなお、識語の二行目に「助縁措弁紙籍僧正仁」とあり、料紙と本経(写すた

事例②は、白鶴美術館所蔵の大般涅槃経集解である。その巻第六二の識語に、

「弘安八年乙酉三月十日、於西大寺宝塔院、写補闕書写之畢 唐人誠心」とある。弘安八年(一二八五)に、唐人の誠心が西大寺宝塔院において欠巻分を補る。弘安八年(一二八五)に、唐人の誠心が西大寺宝塔院において欠巻分を補る。弘安八年乙酉三月十日、於西大寺宝塔院、写補闕書写之畢 唐人誠心」とあ

識語はつぎのようである。 ◎ 事例③は、島根県出雲市野石谷の高野寺所蔵大般若経である。巻第六○○の

〔高野寺所蔵大般若経の巻第六〇〇識語〕

正応五年長歳十二月三日五箇年之間自正応元年品歳十二月四日始之至于

一筆書写 大般若経一部六百巻

奉安置出雲国須佐郷

東山 御宮十三所大明神之聖前安慰

毎年転読廻向 神力各身平安永無

災厄寿命延長万事利益上下眷属亦

如意者

設経大施主御代官 沙弥 政願

沙弥 助阿

執筆一果宋人 浄蓮

二十七巻分は「大宋人安善執筆書」とあるので、厳密には一筆経ではない。と(一二九三)のおおよそ五年をかけて写した一筆経であるとわかる。ただし、雲市佐田町の須佐神社)に奉納するために、正応元年(一二八八)から五年 これによると、宋人の浄蓮が、出雲国須佐郷の東山御宮十三所大明神(出

て間違いない。 はいえ、ここでも大宋人の安善という人物が関わっている。二人とも宋人とみ

は日本人かもしれないが、普勲は「大宋国人」とあるから宋人とみられる。 発願起筆したところに、途中から普勲が参加したようである。起筆した僧十地 弘安八年(一二八五)に「江州佐々貴西庄大六社」に施入するために僧十地が 弘安八年(一二八五)に「江州佐々貴西庄大六社」に施入するために僧十地が 。ただ、 事例④は、滋賀県蒲生郡日野町の西明寺所蔵大般若経である。巻第二〇七の 事例④は、滋賀県蒲生郡日野町の西明寺所蔵大般若経である。巻第二〇七の

祈祷の頻度と合わせれば、そのようにみえるかもしれない。 行ったものと考えている。全国一律は推測であるにしても、当時の異国調伏の府と連携した西大寺流律宗教団が、異国調伏のために全国に宋人を動員して府と連携した西大寺流律宗教団が、異国調伏のために全国に宋人を動員して府と連携した西大寺流律宗教団が、異国調伏のために全国に宋人を動員して原と連携した西大寺流律宗教団が、異国調伏のために全国に宋人を動員していた。 事例①から④の人物を見ると、確かに宋人であるように思える。ただ、これ事例①から④の人物を見ると、確かに宋人であるように思える。ただ、これ事例①から④の人物を見ると、確かに宋人であるように思える。ただ、これ

ところが、この説では大般若経の書写と異国調伏の祈祷が直接結びついていところが、この説では大般若経などの写経事業においては、たいていの場をいところに難点がある。大般若経などの写経事業においては、たいていの場とが書かれているものは一切ない。多くは、事例③にように「永無災厄、寿命とが書かれているものは一切ない。多くは、事例③にように「永無災厄、寿命とが書かれているものは一切ない。多くは、事例③にように「永無災厄、寿命とが書かれているものは一切ない。多くは、事例③にように「永無災厄、寿命とが書かれていると、異国調伏の祈祷が直接結びついていところが、この説では大般若経の書写と異国調伏の祈祷が直接結びついていところが、この説では大般若経の書写と異国調伏の祈祷が直接結びついてい

た例として、つぎの二点をあげている。人捕虜ではないかとの見解が出された。榎本氏は、まずは捕虜が殺されなかっ人捕虜ではないかとの見解が出された。榎本氏は、まずは捕虜が殺されなかっそのようななか、榎本渉氏により、写経に携わった宋人たちは、元寇時の宋

|国朝文類』巻四一・雑著所引『経世大典』政典・征伐・日本序録の双行部分||8

尽殺蒙古・高麗・漢人、謂新附軍為唐人、不殺而奴之。閶輩是也

『高麗史』巻二九・忠烈王八年(一二八二)六月己丑条(ミヌ)

至るも、 蛮軍捻把の沈聡等六人、 択び留め、 聡等を押して元に送らしむ に値い船敗れ、衆軍十三、四万は同じく一山に栖る。十月初八日、 至元十八年六月十八日、 我が軍は飢えて戦う能わず、 余は皆な殺す」と。 葛刺歹万戸に従い、上船して日本に至るに、 日本より逃れ来りて言う、 王**、** 上将軍の印侯と郎将の柳庇を遣わし、 皆な日本に降る。 「本と明州の人なり。 工匠及び知田者を 日本軍 悪風

部分については『経世大典』を踏襲している。 となり、その一人であった于閶は生きて帰還できたのである。『元史』もこのする。「新附軍」というのは、江南軍のことであるから、「唐人」とは南宋人のことである。蒙古・高麗・漢人は尽く殺されたが、南宋人だけは「奴」(捕虜)となり、その一人であった于閶は生きて帰還できたのである。『元史』もこのは、河南田し、日本人は宋人を殺さず奴隷とし、自らもそのような処遇を受けたとを引用し、日本人は宋人を殺さず奴隷とし、自らもそのような処遇を受けたと

どは処刑され、利用価値のある者だけ日本に留められたと推測している。は皆殺されたとあることについて、榎本氏は、軍の中心人物や反抗的な分子なを受けて降伏した者のなかから「工匠」や「知田者」が「択留」され、その他一二八一年十月(八月の誤り)八日に「一山」(長崎県鷹島)で日本軍の掃討二点目は、『高麗史』から高麗に逃げ帰った明州人沈聡らの報告を引用し、

れないが、相当数の南宋人や技術者たちが捕虜になったと考えられる。 日条にも「誅戮幷生虜数千人」との報告があがっている。正確な数は把握しきみられる。また、数は異なるが、『勘仲記』弘安四年(一二八一)閏七月十四にしたとする記述もあり、そのなかには南宋人も多く含まれていたであろうと技術者のみ生かしたということであるが、前日の七日には二、三万人を捕虜

六波羅御教書につぎのような記述がある。 では、その捕虜たちは、その後どのようになったのであろうか。野上文書の

弘安四年九月十六日付六波羅御教書(野上文書)

同じく其の用意有るべし、海上に浮かび国を出づるべからず、海人の漁船と云い、陸地の分と云い、船、昼夜を謂わず、大小を論ぜず、毎度検見を加え、然る如きの輩、輙一、異国降人等の事、各預け置かしめ給う分、沙汰未断の間、津泊往来の

うかがえる。

立なの役後の九月に、六波羅探題から豊後国御家人の野上資直のもとに四ヶ島ががれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がかれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がかれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がかれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がかれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がかれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がえる。

たのである。

大のである。

いたとはいえ、近年の悉皆調査まで元寇研究者らが誰も気づかないような見つほかない。情報としては、すでに三浦圭一氏によって一九六二年に公開されてであったという事実は、榎本説を確実に証明した。まさに卓見であったと言う証拠を欠いているが、森光寺経の補整をした「何三於」が、もと江南軍の軍人証膚の行き先が得宗家関係や西大寺末の律宗寺院であるかどうかは、確かな

けにくい史料であったことは考慮してよい。

要がある。 軍人か商人か僧であったかもわからない。一人一人丁寧に明らかにしていく必ということに留めるべきで、全員が南宋人であるとも断定できていないことや、ただし、「何三於」以外の宋人は、現状では断定できず、 可能性が出てきた

になる。
になる。
になる。
になる。

長寿を願っている。事例②は、 伏とは無関係であると言える。 知」とあり、仏縁を求めているような状況である。このように、宋人と異国調(%)とした宋人の扱いのなかで根拠とした漢詩においても、末尾に「只得求僧去誰 だけで、 事例④においても、「江州佐々貴西庄大六社」に施入するために写経を始めた 金石之堅禄等、 は、 しかしこのことは、事例③を用いて先述したように、成り立たない。 巻第六○○の識語に、「仰願大施主藤原盛信、身躬康泰、 しかも、宋人の普勲は四年後の途中参加であった。榎本氏が捕虜と推 椿松之永、 次願、 唐人誠心が欠巻分七巻を補写しただけである。 合宅長幼、 均享和平者」とあり、身の健康や 寿算遐齡、 事例① 命同、

での戦死者への供養ということになるであろう。 大般若経に書かれる願文の多くは、仏に救いを求めるものや、亡くなった人への供養を示すものがほとんどであるから、特別なことが書かれていない以上、何三於の行為も同じように考えるべきで、単純に補整による功徳を示しているの供養を示すものがほとんどであるから、特別なことが書かれていない以上、での戦死者への供養ということになるであろう。

3. 印達北条天満宮

(1) 奉納(成巻)の時期

いる。この時に表紙を新装し、折本化とともに総裏打ちがなされた。 九月に池田谷室堂村の施音寺での全巻補修の時以前であることまではわかって森光寺経がいつの段階で和泉国に入ったのかというと、宝永三年(一七〇六)

る時期に伊達郷内にある天満宮に奉納されていたことがわかる。なる。「播州印達」とは、『和名抄』にみえる播磨国飾磨郡伊達郷にあたり、あに記載されている「播州印達北条天満宮大般若経也」の二行書きが手がかりと

書き入れるとはとうてい思えないし、そのような例もない。
である。たかだか一巻あるいは一○巻の補整を契機に、全巻に「播州・・・」をたのは、巻第四九八の一巻、あるいは多くて一帙分(四九一~五○○)のはずをの時に、全巻に書き込んだという。しかしながら、先述のように、この時に整の時に、全巻に書き込んだという。しかしながら、先述のように、この時にをの職語について、服部英雄氏は、巻第四九八の弘安九年(一二八六)の補

まで変わったとは考えられない。能性もなくはないが、この時はあくまでも補整であるから、安置先(所有者)限りは、全巻に渡る書き込みなどはしない。安置先が変わったのなら、その可たとえ百二十巻分の補整であったとしても、安置先(所有者)が変わらない

五百八十五巻分の規格性が高いこともそれを裏づけている。の識語が追記されたと考えるべきである。近世と室町補写の十五巻分を除くみるべきで、そのうちの補整した一巻(巻第四九八)に、弘安九年の何三於したがって、「播州印達北条天満宮大般若経也」は、奉納時当初の識語と

じまる「天満宮」の名称は、早く見積もって十世紀中頃以降であるから、印達になってくるが、手がかりは「天満宮」の記載である。京都の北野天満宮にはであれば、奉納の時期が弘安九年(一二八六)をどこまで遡るかという課題

北条につくられた天満宮は、少なくともそれ以降ということになる。

一○世紀中頃から一三世紀中頃の間のどこかの時点とみられる。ていたと考えられる。おおよその話になるが、そのほかの大般若経の成立は、イミングから考えて、少なく見積もっても二、三十年程度は遡ると想定でき、ていたと考えられる。おおよその話になるが、そのほかの大般若経の修復のタ下限は、弘安九年(一二八六)の補整時ということになるが、修復するから下限は、弘安九年(一二八六)の補整時ということになるが、修復するから

(2) 印達北条

(型) の説は、古くは『飾磨郡誌』にまで遡り、井上通泰『播磨国風土記新考』も踏らうか。やはり「印達」が目安になるが、近年の地名辞典類をみると、『兵庫の地名』(平凡社)や『古代地名大辞典』(角川書店)では、印達郷の郷域として、姫路市新在家の八丈岩山付近(姫路駅の西北方向)を想定している。この説は、古くは『飾磨郡誌』にまで遡り、井上通泰『播磨国風土記新考』も踏り、一、 のいまり では、印達郷の郷域といったのでありまれる。

北条 載から、 と考えた。また、応永廿一年(一四一四) 兵主神社の祭礼に北条村の人たちが参加していることを根拠に、現在の姫路市 宫 みえる「平野北条八本松三段 国衙庁作 これに対し、服部英雄氏は、 は国衙・在庁官人崇拝の対象であったともする。 (姫路駅の東南方向)に位置する北条天満宮を「印達北条天満宮」 国衙在庁が作職をもち、 永正十八年(一五二一)に播磨物社である射立 管理する田であったとし、 印達北条天神西二段 同前」という記 十二月八日付赤松義則田地寄進状に 「天神」 (北条天満 」の後身

豊判物に「飾東郡国衙内印達南条」とあること、そして明治二十二年(一八八九)達北条」が出てくることや、文明十七年(一四八五)十二月十三日付の山名政説がある。鎌谷木三次氏は、建長元年(一二四九)七月の播磨国司庁宣案に、「印そのほかにも、国衙領とのからみで「印達北条」を現在の姫路市北条とみる

姫路市北条とした。 「印達南条」は南条村で、「印達北条」も北条村、つまり現在のなどを根拠に、「印達南条」は南条村で、「印達北条」も北条村、つまり現在のの町村合併で国衙村という名称に改められたなかに南条村が含まれていること

としているだけであり、 しても、 は正しいように見える。 で言えば、 などがみられ、各郷ごとに存在していた可能性を示唆している。 達郷の印達北条、印達南条、平野郷の平野北条、平野南条、三野郷の三野南条 に基づいて付けられた名称で、 条村を同じとみることはできない。そもそも北条や南条という地名は、 国衙村は微々たる領域で、国衙庄と明治期の国衙村とは似て非なるものである。 つの村が合併してできた国衙村は、たまたま広大な国衙庄の一部をなしていた てはならない。明治二十二年(一八八九)の町村編制において、北条村など四 服部説にしても、 衙庄内の印達北条から国衙村内の北条への名称変遷だけをみれば、 国衙村という名称が付けられたに過ぎない。 数個の村が合併した国衙村などより相当広い範囲を指すことを見逃し すべての北条に当てはまってしまいかねない。 今の姫路市北条が近世の北条村を継承していることを根拠 しかしながら、 たんに名称が近いからというだけでは、印達北条と北 播磨国飾磨郡内には史料でわかるだけでも、 国衙庄は、 正確な領域はわからないに 国衙庄の範囲からすれば、 服部氏の論理 条里制 鎌谷説 印

した ればならない要素が山積している。 があるので、 そこには山どころか丘と呼べるものすらない。鎌谷氏は削られてなくなったと 条村)が「印達北条」だというなら、「因達神山」 そこには「因達神山_ 磨郡因達里条には、 そしてもっとも重要なのは、「因達神山」の存在である。『播磨国風土記』 「伊太代之神」がここに鎮座したことで「因達里」となった地名覃があり、 それは暴論であろう。 すぐに飛びつきたくなるのはわかるが、 神功皇后による韓国平定に向けた渡海において、 (同伊和里条) 姫路市北条には、 がある。 (51) もし今の姫路市北条 」があるはずである。 ところが 江戸時代から続く北条天満宮 その場合には解決しなけ (近世の北 船を先導 飾

守所宛)のなかにある。そうな記述が、先ほど紹介した建長元年(一二四九)七月の播磨国司庁宣案(留そうな記述が、先ほど紹介した建長元年(一二四九)七月の播磨国司庁宣案(留その推定が踏襲されているものと思われる。さらに、こちらの説に合致してき逆に、そうした条件に合致してくるのが八丈岩山付近であるから、現在まで

の西限に「天万社」とあることに気づく。限大道、西限天万社正面道、南限大道、北限如法経峯道」とみえる。このうち目に「一任旧定四至堺事」とあるように四至のことが表示されており、「東事書きに「定置姫道山称名寺念仏三昧条々子細事」とあるなかで、最後の項

ならば、新在家あたりとなり、近年の地名辞典類の説と合致する。西側には八丈岩山がそびえ立つ。「天万社」(天満宮)がその手前にあるとする至に従えば、「天万社」(天満宮)は姫山よりも西側にあることになる。姫山の称名寺は、かつて姫山(現在の姫路城の地)にあったとされるので、その四

で成り立たない。

うに 経の 現在の北条天満宮ではなく、八丈岩山付近にあった「天万社」「印達北条天神 かと言えば、守護赤松氏の管理下であろう。このように、「印達北条天満宮」 料からは、 守護であった赤松義則が広峯社に寄進した国衙の田地の記載であるが、 地寄進状のなかの また、服部氏も取り上げた応永廿一年 国衙・ 「印達北条天満宮」であることを濃厚に示している。ただし、服部氏のよ 赤松氏の支配力がうかがえるとともに、 在庁官人崇拝の対象であった」 「印達北条天神西二段」は、 (一四一四) 十二月八日付赤松義則田 と解することはできない。 何らかの願いの成就のために、 「印達北条天神」 一が森光寺 この史

などと呼ばれる神社であったと考えることができる。

おわりに

のどこかの時点で成巻されたとみられる。
これまで森光寺経の基本情報をベースとし、服部英雄氏の見解と比較しながに、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北なかに、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北なかに、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北なかに、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北なかに、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北なかに、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北なかに、元寇に関わる識語についての所見を述べてきた。とりわけ重要なのは、中ら、元寇に関わる識語に対している。

でよい。あった可能性が高い。名前も、服部氏の言うような「何三」ではなく、「何三於」あった可能性が高い。名前も、服部氏の言うような「何三」ではなく、「何三於」市・上高県・宜豊県付近であり、何三於自身は江南軍に編成された職業軍人でその何三於の出身地である旧南宋の江西路瑞州は、現在の宜春市管轄の高安

外ではないとの見解に至った。

いたとする見解は以前からあったが、その多くは写経を通した異国調伏祈願との関係で説明されてきた。ところが、写経の願文においては、その点はいずとの関係で説明されてきた。ところが、写経の願文においては、その点はいずとの関係で説明されてきた。ところが、写経の願文においては、その点はいずとの関係で説明されてきた。ところが、写経の願文においては、その点はいずとの関係で説明されてきた。

さいごに検討したのは、「印達北条」の天満宮の所在である。姫路市北条と

びつけようとする見解があった。服部氏もその一人である。条村)に天満宮があるという事実から、「印達北条」を安易に現在の北条に結いう現在の地名や、それが近世の北条村を継承すること、そしてその北条(北

辞典類を支持する報告を行った。
二〇一七年の市指定文化財の審議会においては、姫路市北条説を採らない地名北条では齟齬する部分が多々あり、このことは調査当初から課題となっていた。ところが、『播磨国風土記』および中世の関連文書類と照応させた時、今の

の北条にあたるのではないか。たと現在では考えている。近世の北条村は、「印達北条」ではないほかの地域は、姫路城の西(北)方向にあり、北条村とは姫路城を挟んで対称の位置にあっその後、古代・中世史料の検討をさらに補足したのが本小文で、「印達北条」

ら類推できることなどは盛り込んでいない。は、長らく播磨国内に置かれていたことが、後補の巻第五一一(大永七年)かとについてはあえてふれなかった。たとえば、森光寺経が和泉国内に入るまでなお、本小文では、元寇関係の識語の検討を中心としたため、そのほかのこ

やはり正式な報告書の刊行を待ちたい。こうした点を含めて、詳述しなければならない点は多々ある。これ以上は、

注

- 三浦氏の見解はすべてこれによる。(1)三浦圭一「和泉市新発見の大般若経について」『史林』第四五巻第二号、一九六二年。
- 和泉市市長公室いずみアピール課、二〇一七年)があり、広く市民に公開している。28年度市指定文化財 森光寺所蔵大般若経(2)」(『広報いずみ』八月号〔第七〇四号〕、(2)筆者が調査指導を担当し、その成果の一部として、拙稿「市史だよりvol.219 平成
- (3) 服部英雄『蒙古襲来と神風─中世の対外戦争の真実─』(中央公論新社、二○一七年)。
- 襲来の背後・被虜人たちの戦後 弘安四年(一二八一)から正応五年(一二九二)」(『し(4)くまもと文学・歴史館編『蒙古襲来絵詞と竹崎季長』二〇一八年、服部英雄「蒙古

- ぐさ・表情 蒙古襲来絵詞復原 永青文庫白描本・彩色本から―』海鳥社、二〇二二年)。
- 大日本史』第一一号、二〇〇八年)で述べたことがある。 (6) 一紙幅の規格性については、拙稿「経巻調査の意義―既多寺大智度論の事例―」(『市
- (7) 拙稿前揭注5論文。
- 3、吉川弘文館、一九八八年、初出は一九七二年)を参照。(8)経巻の仕立て方については、栗原治夫「奈良朝写経の製作手順」(『日本古文書学論集』
- 二〇〇八年)では、切断痕跡の一事例を紹介している。(9)拙稿「古写経研究の可能性―道行知識経について―」(『九州史学』第一五一号、
- (10) 経文そのものについては、現状の並びで問題ないことを確認している。
- (11) 栗原氏前掲注8論文。
- 西人民出版者、二〇〇九年、八二頁)。四年(一一三四)より七州となった(許怀林『江西通史・南宋巻』江西出版集団・江四年(一一三四)より七州となった(許怀林『江西通史・南宋巻』江西出版集団・江宮)、紹興
- 西出版集団・江西人民出版者、二〇〇九年)八八頁。(4)『宋史』巻八十八・志第四十一・地理四・江南西路、許怀林『江西通史・南宋巻』(江
- 13)かつて注2文献にて今の瑞金市にあたるとしたのを訂正する。
- 19)許怀林『江西通史・北宋巻』(江西出版集団・江西人民出版者、二〇〇八年)
- いずれも首肯できる見解はなかった。 三於についての意見が出回っていることを関山麻衣子氏によりお知らせいただいた。「三於についての意見が出回っていることを関山麻衣子氏によりお知らせいただいたる。なお、新聞報道当初に、SNS上で研究者らによる何(17)
- (18)『元史』志第十四・地理五・江西等處行中書省・瑞州路
- (19)杉山正明『モンゴル帝国の興亡〈下〉―世界経営の時代』(講談社、一九九六年)。

- の視点から―』汲古書院、二〇〇六年)。榎本氏の見解は、すべてこれによる。(20)榎本渉「初期日元貿易と人的交流」(宋代史研究会編『宋代の長江流域―社会経済史
- 山市立福山城博物館 友の会だより』M一四、一九八四年)も参照。第一九〇号、一九六七年)に写真あり。堤勝義「三原正法寺所蔵の大般若経について」(『福(21) 近藤善博「宋人書写の大般若経―広島県三原市・正法寺の場合―」(『MUSEUM』
- とにした本経は、宋版大般若経であると思われる。(22)界線が上下のみであることと、題が縦にゆったりと書かれていることなどから、.
- (23) 近藤氏前掲注21論文。
- (24) 近藤氏前掲注21論文。
- であるが、元号でみると元年から五年にかけて行われているのでそうしたか。写真版をみると、「五箇年」の「五」には「四」からの訂正痕が見える。実際は丸四年(26)「己丑」は正応二年(一二八九)のため誤り。ただし、「五箇年」とあるから年号は正しい。
- (27) 近藤氏前掲注21論文。
- (一九九五年) 二九頁。 (滋賀県教育委員会、一九八九年) 二○頁、滋賀県立琵琶湖文化館編『大般若経の世界』(窓) 滋賀県教育委員会事務局文化部文化財保護課編『滋賀県大般若波羅蜜多経調査報告書』
- (29) 前揭注28書。
- 人の二世三世である可能性も残しておく。(30)事例④は「中原」とあるので保留する。そのほかは南宋人であるとは思うが、北宋
- 堤氏前掲注21論文がある。 一つの事例から宋人書写の大般若経を異国調伏との関係で捉えたものとして、すでに一つの事例から宋人書写の大般若経を異国調伏との関係で捉えたものとして、すでに濃関係の事例を中心として―」『佛教史学研究』第四九巻第一号、二○○六年。また、(31) 牛山佳幸「モンゴル襲来前後の時期における地域社会と仏教―善光寺信仰および信
- 一六号、二〇一七年)を参照。 にみる元朝の対日本外交論」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第(32)この部分の史料の扱い、並びに『元史』との関係については、植松正「『経世大典』
- だし、意訳部分は省略)。 武田幸男編訳『高麗史日本伝(上)』(岩波書店、二〇〇五年)の書き下し文をあげた(た(33) 編成は、市島謙吉編輯『高麗史 第一』(国書刊行会、一九〇八年)に依ったが、ここでは、
- (34)前掲した于閶の報告のなかの二日前に「七日、日本人来戦、尽死、余二三万虜」とある。

- (35)高橋秀樹ほか校訂『史料纂集 古記録編 勘仲記 第2』(八木書店、二〇一〇年)。
- (36)川添昭二『注解 元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』(福岡市教育委員会、 一九七一年)一九八頁。
- (37)釼阿『釈摩訶衍論私見聞』巻四の表紙裏の余白に書かれているという「流罪唐人」 の漢詩(金沢文庫編『金澤文庫古文書』第九輯、佛事篇下、六八四○号)を根拠にし
- .38)この部分を服部論文では「只得求僧告佛知」と翻刻している。服部論文では写真が とのみは言えそうである。 いずれが妥当であるか判断できない。ただ、いずれの翻刻であれ仏縁を求めているこ 掲載されているものの、裏うつりで紛らわしかったり、掲載写真の文字が小さ過ぎて、
- 拙稿前揭注2。
- 拙稿前掲注5論文。
- (釦)平凡社地方資料センター編『兵庫県の地名Ⅱ』(平凡社、一九九九年)。
- (42)財団法人角川文化振興財団編『古代地名大辞典』(角川書店、一九九九年)。
- 43のことを新在家山と称している。 庭山眞綱編輯『飾磨郡誌』(兵庫県飾磨郡教育会、一九二七年)。ここでは八丈岩山
- (4) 井上通泰『播磨国風土記新考』(大岡山書店、 では「八丈」の「丈」を「畳」と記している。 一九三一年)飾磨郡因達里の項。ここ
- (4))神戸大学附属図書館所蔵広峯神社文書8号 (姫路市市史編集専門委員会編 『姫路市史』 第九卷 史料編 中世2、姫路市、二〇一二年)。
- (4)) 山内首藤家文書一三七号(東京帝国大学編『大日本古文書』家わけ第一五、東京帝 集専門委員会編『姫路市史』第九巻 史料編 中世2、姫路市、二〇一二年)。

(46)正明寺所蔵正明寺文書二(一)号の称名寺寺僧等文書紛失状のうち(姫路市市史編

- 国大学文学部史料編纂所、一九四〇年)。
-) 鎌谷木三次 『式内射楯兵主神社と播磨国総社の研究』 (播磨郷土史研究会、一九六一年)。
- 近現代1 (姫路市、二〇〇〇年)。)豊沢村・北条村・南条村・庄田村。 姫路市史編集専門委員会編 『姫路市史』第五巻上
- (50) 前掲注41書など。
- (51) 『播磨国風土記』は、植垣節也校注・訳 『風土記』(小学館、一九九七年)を参照。

付記

記して感謝を申し上げる次第である。 氏にお世話になり、森光寺代表役員の大塚光範氏からは、写真掲載のご許可をいただいた。 森光寺経の実見にあたっては、和泉市教育委員会の永堅啓子氏・山下聡一氏・西田久美